平成２８年（フ）第１０１号
長崎県大村市植松３丁目832番地１　平田アパートＧ102
破産者　浦川　浩一
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷18番地
破産者　田毎　俊成
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
鹿児島県鹿屋市祓川町5088番地
破産者　東別府昭弘
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
鹿児島県志布志市有明町野井倉3326番地２
破産者　熊ケ迫雄二
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第１１６号
千葉県船橋市芝山３丁目27番１―102号
破産者　山口　陽子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５７３号
千葉県市原市姉崎西２丁目２番地５　フルール103
破産者　加藤　英治
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８４号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1474番地17
破産者　有限会社アサミ・エフ・システム
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８５号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1474番地17
破産者　浅見　正勝
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２３８号
千葉県市川市行徳駅前３丁目15番１―201号（ル・ファールホリキ）
破産者　後藤　辰也
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５６６号
千葉県流山市野々下５丁目1070番地の14
破産者　株式会社ＴＥＭＳ
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５８２号
千葉県柏市東２丁目３番41号　メゾンＯＡＫ―205号
破産者　海老澤和義（旧姓安）
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８５号
千葉県松戸市栄町３丁目138番地の２　ベルハイム栄町２号棟203号、開始決定時の住所千葉県松戸市三矢小台２丁目11番地の５
破産者　岩淵　　悠
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１６０号
千葉県柏市豊四季494番地４　エクセレンス南柏101号、開始決定時の住所千葉県柏市南柏２丁目６番２―204号
破産者　北島　己稔
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９０号
山梨県甲府市下曽根町3837番地２
破産者　株式会社甲府南リネン
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
山梨県笛吹市石和町小石和170番地の３
破産者　藤商事株式会社
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５７６号
静岡市葵区流通センター１番１号
破産者　丸敬水産株式会社
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１号
静岡市清水区横砂西町１番17号
破産者　株式会社光星部品
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１０１号
大阪府池田市住吉２丁目13番23号
破産者　株式会社空港リネンサービス
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６０号
神戸市中央区野崎通６丁目２番19号
破産者　旭住宅サービス株式会社
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部